

宮崎県土木積算システム構築業務に係る

総合評価一般競争入札説明書

令和4年6月

宮崎県県土整備部技術企画課

宮崎県土木積算システム構築業務に係る総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

宮崎県土木積算システム構築業務

(2) 業務内容

「宮崎県土木積算システム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

宮崎県庁舎内及び県が指定する場所

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年9月30日まで

(5) 入札方法

一定の資格要件に該当する事業者から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札により行い、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する。

審査に当たっては、仕様書に記載する内容に係る技術点及び見積価格により算出した価格点の合計にて最高点を得た者を落札候補者とし、意見聴取を経て、落札者を決定する。

(6) 予算上限額

89,760,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

2 事務を担当する部局

宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県防災庁舎9階）

電話：0985-26-7047 F A X：0985-26-7313

電子メール：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp

3 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

ア 入札説明書 イ 仕様書 ウ 審査基準表 エ 入札様式集 オ 契約書(案)

(2) 配布場所 本説明書2の場所

(3) 配布期間 令和4年6月9日（木）から令和4年7月19日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（トップページ>県政情報>入札・調達・売却>入札情報）からダウンロードができる。

【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本説明書2にある担当課まで問い合わせること。

4 入札参加資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。

イ この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でな

いこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 上記(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。

ア 申請書類等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橋 通東 2 丁目 10 番 1 号

電話番号 0985-26-7208

イ 申請書類の受付期間

令和 4 年 6 月 9 日（木）から令和 4 年 6 月 30 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とする。

ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 公 告 | 令和 4 年 6 月 9 日（木） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 5 時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和 4 年 7 月 6 日（水）午後 5 時 |
| (4) 入札書等提出期限 | 令和 4 年 7 月 19 日（火）午後 5 時 |
| (5) 審査（プレゼンテーション） | 令和 4 年 7 月下旬 |
| (6) 審査結果通知 | 令和 4 年 8 月 3 日（水） |

6 入札参加申込の方法

本競争入札に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本説明書 2 の場所
- (2) 提出期限 令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 5 時まで（郵送であっても必着とする。）
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 代理人を選定した場合にあつては、委任状（様式第 2 号）

ウ （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第 3 号）

(5) その他

ア 電子メール又はファクシミリで参加申込書等を送付した者は、提案書提出時に原本を提出すること。

イ 郵送、電子メール又はファクシミリにより参加申込書を受け付けた場合には、担当課から電話確認の連絡を行うので、申込日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡が無い場合には担当課に問い合わせること。（令和 4 年 6 月 30 日に参加申込書等を提出した者は、当日中に担当課に対して電話で確認を行うこと。）

ウ 参加申込書の提出後に、競争入札参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により提出すること。

なお、入札書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。また、今回の競争入札への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する競争入札の審査に影響を及ぼすものではない。

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第5号）を以下により提出すること。

（ア） 提出方法は電子メール（アドレス：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp）とすること。

（イ） 件名は「宮崎県土木積算システム構築業務」とすること。

イ 受付期限

令和4年7月6日（水）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く原則6日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

9 入札・開札手続等

入札及び開札等は、次のとおり実施する。

総合評価一般競争入札により行うため、入札書と別紙「提案書作成要領」に示す提案書等を提出すること。

(1) 入札方法

ア 入札者は、所定の入札書を、(2)及び(3)により、封筒に入れて提出することとし、表面に入札日付、業務委託名称、入札者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記し、密封、押印して提出すること。

イ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。

なお、入札書の表記金額を訂正することはできない。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書等提出期限

令和4年7月19日（火）午後5時まで

(3) 提出要領

本説明書2の場所まで持参又は郵送により提出すること。郵送にあっては、書留郵便又は

それと同等の手段により提出すること。

なお、郵送の場合であっても、(2)の日時必着とする。

提出された入札書等は、提出後、内容を変更できない。

(4) 開札方法

開札は、本説明書 11 に示す審査を通じて、別表「総合評価基準」により、技術点と価格点を合計して最高得点を得た者を落札候補者に決定し、該当者に通知する。

10 提案書等の作成及び提出

別紙「提案書作成要領」のとおり

11 審査

審査は「宮崎県土木積算システム構築業務総合評価審査委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は書類審査に加えて、プレゼンテーションによる審査（対面もしくはWeb会議）を実施する。

(1) 審査

ア 内容

参加者より提出された提案書等について、委員会が審査を行い、最も優れた内容の提案をした者を選定し、落札候補者を決定する。

イ 審査基準

別表「総合評価基準」のとおり。

ウ 選定期間

令和4年7月下旬実施予定

なお、審査の時間等の詳細は、参加者に別途連絡する。

エ 選定結果の通知

参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

12 契約

(1) 提案内容の審査において落札候補者となった者と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、落札者として決定し、入札書に記載された金額に100分の110を乗じた金額を契約金額とする。

(2) 落札候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者を落札候補者として契約に向けて協議する。

(3) 本業務を担当する予定の責任者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

13 契約保証金

宮崎県財務規則第101条の規定による。

14 入札の無効

宮崎県財務規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした者又は入札説明書等に違反する記載をした者が行った入札

(2) 提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者が行った入札

(3) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者が行った入札

(4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者が行った入札

(5) 提案書及び入札書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した、又は不明な

入札

15 その他

- (1) 本業務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- (2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札者から提出された書類は返却しない。
なお、県は、提出された書類について、本競争入札以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (5) 本競争入札の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）による。
- (8) 本業務の仕様書の作成に係る業務を受託した者及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本業務の競争入札に参加することはできない。
- (9) 本契約に係る予算について議会の議決が得られなかったときは、入札を中止する。